

第六十五回 参議院 内閣委員会 會議録 第八号

昭和四十六年三月十六日(火曜日)
午前十時五十四分開会

委員の異動

三月十二日
辞任
黒柳 明君
藤原 房雄君
野坂 参三君
補欠選任
浅井 亨君
峯山 昭範君
岩間 正男君

出席者は左のとおり。

委員長 田口長治郎君
理事 塚田十一郎君
安田 隆明君
上田 哲君

委員

植木 光教君
源田 実君
佐藤 隆君
長屋 茂君
山本茂一郎君
矢山 有作君
浅井 亨君
岩間 正男君
国務大臣
外務大臣 愛知 揆一君
山中 貞則君

政府委員

總理府総務副長 湊 徹郎君
官 總理府統計局長 関戸 嘉明君
科学審議官 石倉 秀次君
外務政務次官 竹内 黎一君

外務省アジア局長 須之部量三君
外務省条約局長 井川 克一君
事務局側
常任委員会専門員 相原 桂次君

本日の會議に付した案件
○總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田口長治郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

總理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢山有作君 総務長官が途中で座をはずされるので、総務長官にお聞きしたいことだけを抜き出してお尋ねをしておきます。

従来、海洋科学技術審議会というものが置かれまして、海洋科学技術の問題に関する基本的な調査をいろいろとやってこられたようであり、この中で私はちよつと一つ気にかかることがありますが、この中で伺いたいんですが、海洋科学技術審議会の委員数は二十人以上であつて、そのメンバーは、会長速水順一郎とおっしゃるんですが、東海大学の教授をやっておられる方以下の方々がおいでになります、その中に防衛庁の事務次官が参加をしておられるようであり、それからまた、海洋科学技術開発推進連絡会議が設置されておりますが、この構成メンバーは関係各省庁の官房長ということになっておりますが、関係各省庁というものは、總理府、科学技術庁、防衛庁、文部、農林、運輸、建設、郵政、厚生、外務の各省と、こういうことになっておるんですが、こ

にも防衛庁の官房長が参加をしておるようであります。私は、日本の海洋開発というのは平和利用という立場に徹して行なわれていくものであると思つておるんです。そこになぜこの審議会のメンバーなり、あるいは開発推進連絡会議に防衛庁の事務次官なり官房長が入らなければならぬのか。そのことは海洋開発について軍事的な利用の底意があるんじゃないかという疑念を抱かせるものがあるんですが、この点どうでありますか。

○国務大臣(山中貞則君) これは率直に裏話を申し上げますと、ほんとうは科学技術庁のほうの単独法で提案をすべき性格のものであつたのであります。同じ總理府の機関の科学技術庁でござい

ますので、總理府設置法の中に海洋開発審議会という今回のその改正案について相乗りをさせてほしいということ、私のところではなべて法案を提出をしたということ、ございまして、内容関係については科学技術庁より説明をさせていただきますかと思ひます。

○政府委員(石倉秀次君) ただいまの御質問でございますが、御承知かと思ひますが、海洋科学技術審議会ができましたのは昭和三十六年でござい

ます。その当時わが国の国内におきまして、海洋開発の重要性が各方面に認識されましたにもかかわらず、海洋科学技術につきましても蓄積が防衛庁に主としてございまして、それを拝借して、そうして民生的な海洋開発を進めるというために、防衛庁の事務次官に海洋科学技術審議会の委員をお願いした次第でござい

ます。なお海洋科学技術の推進につきまして、御指摘のように関係省庁の官房長をもって海洋科学技術開発推進連絡会議を開催いたしておりますが、それは各省庁の海洋開発の科学技術につきま

つての計画をつくるために開催しているものでござい

ます。ここに実行計画ござい

ます。この中では防衛庁に

関係のござい

ます。この中では防衛庁に

関係のござい

案申し上げております海洋開発審議会に改組する段階におきましては、防衛庁事務次官、そのほかの関係省庁の次官は委員とせず、むしろ広く各方面の意見を海洋開発に反映するような形で運営してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○矢山有作君 あなたはやっぱりそれは海洋開発は平和利用の形で開発やるんだとおっしゃるわけですが、これを軍事的に利用されないよう担保する方法はないわけですか。特に最近のように第四次防衛力整備計画によって、第三次防衛に比べて倍以上の画期的な軍力増強がはかられる。しかもそれをもとにして第五次防衛につなげていこうという軍事的な構想がある中で、きわめて海洋開発というものの対して軍事利用の面からの危険性というものがやはり一般には強く印象づけられておると思うんです。したがって、そういう点については今後政府当局で十分腹に占めておいてやっていただきたいと思ひます。ただ、先ほど海洋開発審議会には防衛庁関係者は加えぬとおっしゃいましたが、これは防衛庁関係者はどんな形においても海洋開発審議会の委員に、あるいはそれに関連する委員には加えませんか。

○政府委員（石倉秀次君） 先ほど申しましたのは、防衛庁の事務次官を海洋開発審議会に入れるという考え方はいまのところございません。ただ、事務的な段階では多少防衛庁の関係者といえども海洋科学技術につきまして多少の御協力を得ることがあろうかと存じます。

○矢山有作君 総務長官にお伺いいたしますが、尖閣列島周辺の石油資源開発というのがいまクロアズアップされて、外交上も非常に問題になっておるわけでありまして、外交的な問題については別にまた外務大臣にもお伺いしたいと思ひますが、この石油資源の開発をめぐる、本土政府のほうでは石油資源開発会社ですか、これを中心にしてというより、むしろこの一手で開発を推進していくという考え方があるやに聞いております。ところが沖縄のほうでは沖縄の琉球政府が中心に

なつて、そして沖縄石油資源開発会社、これは仮称だそうですが、そういったものをつくってやつていこうという動きがあるようであります。この点で尖閣列島周辺の石油資源の開発についてもかなりの食い違いが起こっているんじゃないかと思ひますが、この点はどうなんですか。

○國務大臣（山中貞則君） まあ外務大臣の関係もありませんが、第一尖閣列島の領土問題については、日本の固有の領土として、しかも現在のアメリカの施政権下の布告をされた範囲内に入っている地域として、どの国とも論争するつもりはないし、相手にして議論をしない、こういうことを明確にしておるわけでありまして、さらにエカフエの調査から始まりまして、日本の本年度まで継続してまいりました予算を計上されました調査、その実績によつても、おおむね石油埋蔵の可能性が非常に高い。確率が一〇〇に近いというような報告等が出ておりますので、これを事業化するという場合において、現在の立場の沖縄における琉球政府というものが、権益という立場からそういう構想を持つて具体的に打診しておられることも承知いたしております。ただ、一方この種のものは、やはり国際通念上も鉱業権設定あるいは鉱区権設定、探掘権設定、その他の先願優先というたてまえがございます。その意味から申しますと、沖縄県の県民であつて、自分の力で鉱区権の設定申請をしておるわけでありまして、その意味では石油開発公団のほうもダミーでございますが、現地の人を代理として、その人の名によつて申請をしておる、その他一人というところで、これらの権利の問題というものを、琉球政府の今回の構想では、それらの人々を参加させることによつてその現在の、正確にはたしか探掘権になると思うのですけれども、その権利を消滅させる。そのかわりその権利について個人の最優先権を持つ大見謝君に二五％、それから公団の身がわりの申請者に二五％、五〇％を沖縄県が出資するというように一応の構想を持っておられるようでございます。しかしながら、これからは開発に要する費用とい

うものは膨大な費用になりまして、そうすればはたしてそのような構成で、しかもそれは鉱業権という先願権を消滅させるために、一応の持ち分としてそれを出資させることによつて、新しく発足する会社というものが開発する力があるかどうか、これはやはり別会社というものが開発をせざるを得ない形にならうかと思ひわけでありまして。私どものほうは、そう深くこれをせんざくいたしたり指導いたしたりはしておりませんが、国際通念上やはり……ということとは本土の鉱業権というものがかぶつていないところがありますから、通念上のことばを使わざるを得ませんが、先願者の権益というものは、やはり復帰前において葬り去られるものであつてもいいかどうか、これは純粹に法的問題があるのではないかと申しております。ごく最近のところは、琉球政府通産局においても、本土の通産省の支援を受けながら、現在出願されておる鉱区権についての受け付けと申しますか、申請を受理する作業を開始しようと思ひますので、これをどういうふうに進展しますか、いまのところ見通しが立たない状態でございます。

○矢山有作君 やつぱりこういうふうに沖縄側の開発構想が出てくるというのは、やはり沖縄の立場にしてみれば、せつかく石油資源開発をやつても、本土の資本のサイドでやられたのでは沖縄の開発につながらぬんじゃないかというような危惧の念というものが一つはあるだろうと思ひます。したがつて、これはやはり石油資源開発の問題だけではない、沖縄全体の開発をどうやっていくかという問題とも関連をしてくると思ひますけれども、その辺で石油資源開発につきましても、あなたが総務長官として沖縄サイドでものを考えた場合に、どうあるべきだと思ひになりますか。その点の御見解を……。

○國務大臣（山中貞則君） この問題が中央において議論され始めました最初、通産省の姿勢は、現在の本土法の及ばない沖縄において先願者が何人あつても、それは復帰の時点において認めない

のだ、権利として認めないのだという姿勢をとつておりました。しかしながら、最近の情勢等、その他から反映をして、現在では通産省も、沖縄において鉱業権設定の申請をしたそのものについての権利を認めようという姿勢に変わつてまいりました。そこで、琉球政府の通産局がそういう申請の受理作業を開始したという現象になつてあらわれたものだと思ひます。

しかしながら、これはいづれも申請者は名義人としては一応三者あるようでありまして、いづれも三名とも沖縄の方であります。一つは石油資源開発公団の身がわりという意味の現地の人でありまして、それから、その意味では確かに沖縄県民であつても、それは本土の国策会社であるということとは言えると思ひますけれども、私としては、やはり沖縄県の経済発展の構想の上に、尖閣列島の石油資源もし開発可能なりせばという前提に立つてものを考えていかなければなりませんので、個人の権益、利権というものの擁護ではなくして、やはり沖縄県民の相当な苦心をし、申請をした書類でありますから、それを尊重して、正当な法律のもとにそれを生かしていくことにすべきであらうと考えております。

○矢山有作君 その他海洋開発の問題につきましても、また外務大臣がお見えになつてからお伺ひしたいと思ひますが、もう一つお伺ひしたいのは、四十三年の十月二十一日に「海洋開発のための科学技術に関する開発計画について」という答申が出ております。この答申を受けて、各省の官房長クラスで構成しておる海洋科学技術開発推進連絡会議が設けられておつて、海洋開発のための科学技術に関する開発計画についての第一次実行計画を決定したということになつておりますが、現在までのこの計画の実施状況なり今後の実行計画がどうなつておるか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員（石倉秀次君） ただいまお尋ねの海洋開発のための科学技術に関する開発計画、第一次実行計画は、昭和四十四年に作成いたしましたして、

その後、毎年の予算要求に見合ひまして、それぞ
れ見直しをするということにいたしております。
したがって、最も新しい実行計画は、昨年の
十月に四十五年度版としてつくったものでござ
います。四十五年度の予算からこの実行計画を予算
要求の中に生かすという形にいたした次第でござ
います。そして、四十三年度の海洋開発関係の予
算総額は三十一億五千万円ほどでございまして、
四十六年度の予算要求といたしましては、ただい
ま六十六億六千七百万円ほどの要求になってお
ります。予算の面から申しますと、四十五年
度から四十六年度の段階では約四四%の伸びに
なっております。

この実行計画は、大きく分けますというところ
の大きなプロジェクトがございます。その一つ
は、日本周辺大陸な海底の総合的基礎調査でござ
います。この調査に基づきまして、わが国周辺
約二十万平方キロに及ぶ周辺大陸の主な主と
して地形、地質及び鉱物の賦存等についての調査
を行なうことになっており、大体昭和五十年まで
にこの調査を完了する予定でございます。

それから第二のプロジェクトは、海洋環境の調
査研究及び海洋情報の管理ということになってお
ります。これは主として北太平洋の西半分、
ちやうど日本の南西部分に当たりますが、この部
分の海況につきまして調査をすることになってお
ります。主体は自動観測用ブイの展開等を中心と
いたします海洋環境調査になっております。

それから第三は、資源培養型漁業開発のための
研究ということになっておりまして、主として沿
岸で各種の水産増殖を行なうための増殖地の造
成並びにその造成いたしました養殖地におきま
す有用魚類の養殖を中心としたプロジェクトでござ
います。

それから第四は、大深度遠隔掘り装置でござ
います。これは大深度二百ないし二百五十メ
ートルの海底で自動的に掘りかきできる装置の開
発でございまして、昭和五十年までにこの開発

のシステムを開発する、実際に物ができますのは
さらに後半になる予定でございます。

それから第五のプロジェクトとして、海洋開発
に必要な先行的、共通的研究開発というの
がございます。これは各種の海洋構造物の材質あ
るいは設計というようなハードウェアの面、それ
から第二には海底潜水技術の確立というような点
を中心にしておりまして、このために昭和四十
六年度の予算では、認可法人といたしまして海洋
科学技術センターを設立することを予定いたして
おります。

そのほか幾つか、たとえば海水の淡水化あるい
は未利用たん白資源の有効利用というような付随
的なプロジェクトがございまして、第一次実行計
画は、いずれも昭和四十五年度を起点といたしま
して、おおむね五年ないし七年で完了することを
予定といたしております。

○矢山有作君 海洋問題について、もう一つ総務
長官のおいでになる間にお尋ねしておきたいので
すが、先般の臨時国会で海洋汚染防止法がつけら
れましたが、海洋汚染の問題というのは、いまわ
が国だけでなしに、世界的な問題になっておるわ
けでありますけれども、この先般つくられました
海洋汚染防止法だけでは不十分な点があるという
ところだと思つておりますが、この海洋汚染防止
をさらに前進させるために、具体的にいま考へて
おられる構想があらますれば、この際表明を願ひ
たいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 海洋汚染防止法は、条
約に基づいて国内法の優先整備ということを中心
にはかりましたので、大きな漏れとしては、内水
面、湖底、湖等の底に関するそういう汚濁、たと
えば琵琶湖等において廃棄物等の処理については
今度は及ぶわけでありまして、モーターボート等
の流す油等については規制が及ばないという盲点
を持っております。これらの点はあとで補充すべ
き、あるいは海洋汚染防止法そのものの改正には
つながらないかもしれませんが、やはり水面汚染

という問題は今後検討しなければならぬ問題が一
つあると思つております。

それから、ただいま議論になっております日本
近海も、いよいよ大陸だにに関するそういう海底
油田の開発が現実の段階になってまいりますと、
この問題に関連する海洋開発に伴う、あるいはま
たその後開発された油田の事故等に伴う問題等に
ついて、いまだ少く国際的な問題としても議論を
重ねていかなければならぬと、まあ近く行な
われる日米公害関係協議会等においても問題
として提起するつもりでおりますけれども、これ
らの問題をさらに海洋汚染防止法の補完的な問題
として検討していかなければならぬと思つてお
ります。

○委員(長田口長治郎君) 本案に対する午前中の
審査はこの程度にいたしまして、午後は零時より
開会いたします。

午前十一時二十分休憩

午後零時二十一分開会
○委員(長田口長治郎君) ただいまから内閣委員
会を再開いたします。

総理府設置法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

御質疑のある方は御発言を願ひます。

○矢山有作君 海洋科学技術審議会が海洋開発審
議会に改組される問題に関連をいたしまして、海
洋開発の問題で二、三お伺いをしたいと思ひま
す。

海洋の利用、資源の活用等のために海洋の開発
を総合的に促進する必要があるというところで、
海洋開発審議会を発足させよう、こういうことで
ありますが、海洋開発の前提として、領海なり、
大陸棚など、深海底など、海洋に対する国際法制
について、わが国の態度というものを、海洋開発
の前進に役立つ方向ではつきりさせておく必要が
あるのではないかと思います、このことに関連

をして外務省でお考えがあれば承りたいと思ひま
す。

○国務大臣(愛知揆一君) 海洋開発の必要性とい
うことについては、いまさら申し上げるまでもない
ことであると思ひますが、いろいろまた御質疑が
あればお答えすることにいたしたいと思ひます。
それに関連して、領海とか大陸棚など、あるいは海
底資源等についてどういう意見を持っておりますか
という御趣旨のお尋ねと思ひますので、概略申し上
げたいと思ひます。

まず、領海の問題につきましては、御案内のよ
うに、政府としては長らくの間領海三海里という
説をとつておたつたわけでございます。その根拠と
するところは、国際間の合意というものがあつ
て、かつこれを相互に順守するということが領海
については一番必要なことである。従来の経緯か
ら申しますと、三海里というものが国際間の多数
の合意であつたということが主たる根拠でござい
ます。ところが、これも申し上げるまでもない
ところでありますけれども、特に南米等の諸国にお
いては領海を百海里とか、あるいはそれ以上を一
方に宣言する、こういう状況がここ数年の間に相
当出てまいりました。同時に、これではいかぬこ
とは当然でございまして、相当な何と言いまし
ようか、良識のある国というところの間から、
んけれども、海洋国家の相当なところの間から、
ひとつ領海については国連等を中心にして新しい
合意をつくらうという機運が一面において出てま
いりましたから、政府といたしましては、その機
運の中に入りまして、たとえば十二海里に領海を
しようとか、そしてその中の六海里をわが国が専
水域にして、六海里を従来からの考え方のほとん
どの領海にするというふうなことが、国連の国際
法学会などでは相当有力になってきています、ま
た、かつては委員会がこれが採択されたという経
緯もございまして、そういうことで国際間の合
意がまとまるならば、これが適当な意見である
したがって、ここの一兩年の間にでもこういうふう

な国際間のきちつとした合意が積み上げられてま
とまるようであれば、日本はこれに参加すること
にやぶさかでない、こういう態度を現に表明いた
しておる次第でございます。

それから大陸だなのほうも、これはまたなかなか
むずかしいわけでございまして、大陸だな条約
というものでございまして、参加国もきわ
めて少ない。日本はこれに参加しておりません。
というの、大陸だなの資源というものは、これ
は一体いかなるものであるかというこの定義も
国際間の合意ができていない。たとえばカナダと
か、あるいは魚だとかいうものまでこの大陸だな
資源の中に入れて主張する国もございしますが、こ
れは、海洋国家であり水産国である日本として
は、そういう意見には賛成することが国益上もで
きないわけでございまして。そういうようなことも
ございまして、大陸だな条約には入っておりま
せん。そして、必要な場合において二国間ある
いは関係三国とか四国の間で、海中に生息してい
る漁獲量などの合意をつくりまして、これをお互
いに守り合う、そして水産資源の確保ということ
にも国際的な協力をする、こういうたてまえで
おるわけでございまして。

それからもう一つ重要な点は、条約は成立して
おりませんけれども、国際的な通念といたしまし
て、浅海海底資源と申しましようか、そういうも
のの開発であるとか、あるいは開発を前提にする
調査というようになことに、一つの国だけが
一方的に権利、権原を主張し得るものではない、
これが一つの国際的な通念として確立している、
こういう考え方に立ちまして、たとえば海底石油
資源等の問題につきましては、関係国との間で十
分相談し合つて、そしてその資源の調査なり開
発すべきものである、こういう姿勢を政府とし
てはとつて今日に至っているわけでございませ
う。また、今後におきましてもそういう立場で進め
てまいりたい、かように考えておる次第でござい
ます。

○矢山有作君 領海の問題なり、あるいは大陸だ

な問題等につきましては、従来の日本政府の考
え方というのは、いまま触れておられましたが、
漁業関係を重視するといふ点から領海三海里とい
う立場をとり、また大陸だな条約についてもまだ
これに加入していないというようなことだろうと
思いますが、しかしながら、最近のように海洋の
開発なり、あるいは資源の利用ということが非常
に大きく問題になってき、また、そういうことを
やり得るだけの技術ができてきまして、や
はり従来の考え方だけで領海の問題なり大陸だな
の問題を処理するということとは、やはり一応限界
があるんじゃないかと思うわけで、そういう点
で早急にどうこうということも言いかねると思
いますけれども、領海の問題、大陸だなの問題等
につきましては、やはり海洋資源の開発利用の観点
に立つて十分利害得失を考えた上で確固たる方針
を出す必要があるんじゃないかと思ひます。と言
いますのは、御承知のように、アメリカ政府のほ
うから昨年九月ごろだったと思ひますが、国連国
際海底地域条約草案というものが国に提示さ
れておると聞いております。この条約成立のため
に日本政府の協力も求めてきておるといふこと
であります。これにやはり対処していくために

も、私は日本政府としての領海なり大陸だなな
り、あるいは深海底の問題等については確固た
る方針がほしいと思ひますが、まずこの国連
国際海底地域条約草案というものの重要な点とい
いますか、その内容、これをひとつお示しいた
いで、それに対する方針というものが固まつてお
りますれば、それをお示し願ひたいと思ひます。
○国務大臣(愛知揆一君) 領海につきましても、
ただいま申し上げましたようなことでございま
して、従来は一見すると、日本の態度というものは
かたくな過ぎるというふうな受け取られている向
きもあつたかと思ひますが、それにはそれなりの
日本としての理由もあつたのでございまして、こ
れは、日本は非常な世界に冠たる水産国でありま
すだけに、こつちも向こうさんにずいぶん進出し
なきやならない。同時にこつちはこつちで他国か

らの進出を防がなければならないというようなこ
と。それから同時に常に領海説——領海について
はいろいろの説がありますが、日本としては一番
関係の深い国々との間には、先ほど申しましたよ
うに二国間の条約あるいは三三三の条約というよ
うなことで、一番必要なところだけは確保してき
たつもりなんでございまして、しかし、それでは
いままでお話しのようにちよつと防ぎ切れな
いか、いつまでもそういう態度ではいかぬとい
うので、世界のいろいろの状況にかんがみて、先
ほど申しましたような態度で前向きに領海問題は
検討する。ただこれが、たとえば従来の経過とい
ひましても、領海を何海里にするということには
合意するけれども、沿岸国のまた一方的な権利を
留保するといふような国も相当あるわけであ
る。それが行き過ぎますと、領海をきめたって意味がな
くなるわけでございまして、相当大多数の国々
の間に根強く話し合いを進めて、日本として考
えれば、日本と関係の深いような国々とはせめて日
本の望むような合意に達し、かつこれをお互いに
順守し合うといふことの保証をはっきりさせなけ
ればならない。こういう態度で今後十分の努力を
していきたいと思ひます。

それから大陸だなについては、これは案が、い
ま米側から国際機関の委員会に試案と申します
か、提案されていることも事実なんです。ありま
す。その内容等は御説明いたさせますが、まだそ
の程度の段階でございまして、大陸だなについて
終局的にいかなる態度を打ち出すべきかというこ
とについては、まだ日本政府としては態度をきめ
ておりません。ただ、先ほど申しましたように、
大陸だなの扱い方としては、一体そこでお互いに
規制し合う資源とは何ぞやといふことのまず定義
からして論議しなければならぬといふ事柄であ
らうと思ひます。それで、ずいぶんこれにはこれ
からもいろいろと時間もかかりましようし、なか
な、条約としてまとめ上げて、大多数の国々の合
意を得るということには、はなはだ私率直にい
ますと困難さがあるように見受けられます。

○政府委員(井川克一君) ただいま外務大臣御答
弁のとおりでございまして、先ほどの最後の御質
問のいわゆる深海底の開発に関するアメリカ案と
申しますのは、国連の海底平和利用委員会にたし
か昨年の八月に提案されました。御承知のと
おり、昨年の十二月十七日に国連総会において決
議ができました。ただいま第一回の会議をジュネ
ーブで、準備委員会を三月一ぱいしておるわけで
ございまして、それで取り上げます問題は、
領海の問題、大陸だなの問題、公海漁業の問
題、海底開発の問題及び科学的調査の問題、非常
に広範なものでございまして、この三月
に第一回の会議を開き、第二回の会議を七月から
八月にかけて開き、一九七三年にこれらの諸問題
を解決する条約、もろもろの条約案を七三年につ
くろうという、相当長い時間をかけて目下準備に
当たつておるわけでございまして。したがいまし
て、大臣御答弁のとおり、わがほうとしても、こ
の準備段階でもろもろの意見も申しますし、準備
段階の進展に従つてわがほうの態度もきめていき
たいと思ひわけでございまして、アメリカが出
しました案は、これはソ連が強く反対しているわ
けでございまして、まず大陸だな——最
も根本的なものは、大陸だなよりもっと深い深
海海底の利用の問題でございまして、現在御承知
のとおり大陸だな条約では、大陸だなというの
二百メートルの深さまで及ぶ開発可能な地域まで
といふふうになっておるけれども、これを
三つに分けて、二百メートルまでを完全に沿
岸国の管轄権の及ぶ大陸だな、これは従来ど
おりであります。それから残余の大陸だなは一種の
国際的な信託区域といふふうなものの考え方をと
う。それからもう一つ深いところはどうかとい
いますと、いわゆる深海底でございまして、これ
ども、この点につきましても、これは何人の権原
も及ばない国際的な一種の財産である。国際機関
を設けて管理に当たらしめる。したがいまして、
能力のある国は一番深い深海底の開発をすること
ができるわけでございまして。その場合に、まだ

そういうところまで詳しくいつておられないわけ
でございますが、一定のお金とかいうようなもの
をこの国際機関に供出する。この国際機関は、集
まりましたお金を特に後進国の開発のほうに向け
るといふ考えでございます。これは今後十分詰め
ていかなければならない問題だと思ひますが、
ソ連はこの深海底のいわゆる国際化と申します
が、国際機関——特に国際機関であるというレジ
ーム自身に対して相当強い反発を示してござい
ます。

○矢山有作君 大体内容はいま御説明いただき
ましたが、いずれにいたしまして、こういう案が
アメリカから示されて、今後これは論議の対
象になると思ふわけです。そうしますと、当然將
来わが国としても、いまの国土面積の七〇%以上
の大陸だを持つておるわけですから、これをど
う開発していくのかという問題が、さらに、先ほ
どおっしゃった国際信託統治になるところ、ある
いは深海底の開発、これに対してもいろいろのお
金も要するようになつておるようですから、そ
ういふ点で、今後の具体的な方針といふもの
をやはり早急にきめていく必要があるのじやな
いかと思ひますので、いまきまつておらぬとい
ふことでありまして、そうしたものに就いて基
本的な方針を早急に決定するように努力をして
いただき、また、それについてもお示しを願ひ
たいと思ひます。

それからもう一つの問題は、御存じのように尖
閣列島の周辺の石油資源の開発の問題、これで中
華民国との間にいろいろの問題が起つてござい
ます。それからまた、韓国との間にも同じよう
な問題が起つておるわけでありまして、で、中
華民国との間には、尖閣列島の領有権の問題を
も含めて問題になつておるわけで、これらの問
題についてはいろいろいままで中華民国政府
なり外務省としてはいろいろいままで中華民
国政府なりあるいは韓国政府と折衝を続け
られてきておるうちに聞いておりますけれども、
その経過なり現状はどういふふうになつて
おりますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) まず前段でお尋ねに
なりました点は、政府としても非常にこれは重大な
問題だと思つております。それで、私の考え
方といたしましては、この資源の問題が日本の
利益からいへば非常に重要な問題でございま
すから、日本としてどういふふうなところを
どういふふうな開発利用ができるかといふ
調査や研究が必要であつて、現在までもい
ろいろの調査や研究がされておるわけであ
る。それと並行いたしまして、これはいろいろ
外交上の問題になるわけであつて、それから
ひいては条約のあり方がかゝるべきであつ
て、非常に密接に關連してございまして、総
体的に取上げていくべき問題であつて、こ
れは取り急いで大いに勉強してまいりたい
と思つております。

それから尖閣列島は、二つの問題がございま
して、一つは領土主権の問題でございませ
ん、もう一つは主権の問題でございませ
ん、これはもう問題ない。どんな角度から
見ても日本の主権の存するところであり、
また、沖縄返還によつて当然これは返つて
くるものでございまして、これについては
他国がとかく言つておる向きから、これに
ついては問題ない、この問題は問題にしま
せん、また、交渉の対象などにはすべきで
ない、こゝういふ態度で今後ともまいる
べきことであると思ひます。ところが、こ
れと關連的に、別な問題でございまして、
やはり浅海海底の開発の問題について、た
とえば国民政府が何か一方的に權利を設
定するといふような動きもございまして、
これに対しては嚴重な抗議を申し入れて
おります。そして、その結果はまだつて
おりません。

それからもう一つ、東シナ海と申しまし
ょうが、九州のすぐ先のところの海底につ
いても、韓国等から一方的に開發調査とい
ふようなことが進められるといふやうな
情報も最初にはキャッチいたしました。そ
のとき即時政府といたしましては、韓国
政府に抗議を申し入れ、また、これもそ
の後いろいろの経過がございしますが、ま
だはっきりした結果を得るには至つてお
らないわけでございます。

す。

それからもう一つ、ついでにと申しま
してはなんですが、中華人民共和国とい
いますか、正確に言へば新華社電その他
でも、日本と韓国と台湾との間で三
国が政府間で海底の開発に着手しつ
つあるといふふうな伝えられてお
りますけれども、これは何かの間違
ひではないかと思ひます。何か民間
の会合か何かでそういう話が出た
ことはあるやうでございませ
んけれども、これは政府としては全
然聞かざるやうでございませ
んので、この際念のために申し上
げておきたいと思ひます。

○矢山有作君 この大陸だの開発の問題で、日
本政府が韓国政府あるいは中華民国政府に交渉
しておる、その交渉の際のこちらの主張の要
点はどのやうなところになつてございま
すか。

○政府委員(須之部三君) まず韓国のほうで
ございませぬが、韓国のほうとの話し合
ひは、基本的にこれは中華民国も同様で
ございませぬが、一方的に韓国のほうで
大陸だに先方の權利を設定するの
は認められない、したがつて話し合
ひで決定したいといふことではござ
いませぬ。それで当方の考え方はま
しては、韓国との間の間にはある
程度どこを基線として考えたいとい
ふこと、これはちやうど九州の沖の
ほうでございませぬ、その辺のこ
ちらの考え方もある程度具体的に
示しております。この点につきま
しては、昨年の十一月に当方の専
門家が参りまして話をいたしました。
その後こちらの考え方を文書で示
しまして、現在は先方から先方の
考え方を具体的に言つてくるのを
待つておるという現状でございま
す。

それから台湾との関係でござい
ますが、これは主としていままでの
議論は、第一は尖閣諸島をめぐ
つてのあれでございませぬが、同
時に大陸だのほうにつきましては、
これは国民政府側も一応關係法令
を公布してはおりますけれども、
まだ具体的に問題が実は動いて
おるわけではございませぬ。し
たがいまして、私どもとして現
在までとつております態度は、
一方的に權利を設定する

のは認められないという原則と、それから双方
で何とか友好裏に話し合ひできめたいといふこと
と、この点は国民政府側も了承しておるわけ
でありますけれども、そしてその話し合ひが
つくまでには一方的に既得權利を設定する
といふやうなことは見合はしてほしいとい
ふこと、つまり具体的な議論のほうは
もう一つ前の段階で話しておる
というのが実は現状でございませ
ぬ。

○矢山有作君 大陸だの境界は、大陸だな
条約にもありますやうに、大陸だなを
はさんでおる国の間では両者で協
議をしてきめることになつてお
りますが、協議がどうしてもうま
くいかぬ場合には中間線できめる
やうなこともなつておるやうで
ありますけれども、それをたとへば
尖閣列島の場合に適用した場合に、
日本政府としてはどういふ見込み
を持つておられるのですか。

○政府委員(須之部三君) 先ほど申し上
げましたとおり、実は尖閣列島のほうに
關連しましては、むしろ尖閣列島の領有
権の問題がいままでの主たる議論にな
つておるやうに、実はそこまではまだ
詰めてどういふやうに線を引くべき
かといふことは、こちらのほうとして
はきめておりませぬ。非常に広い地
域でございませぬ、いろいろむづか
しい点もございませぬ。したがつて
先ほど言いましたやうに、一方的に
權利を設定するのはいやめ、した
が、それがそれまでは既得權利とい
ふやうな既成事實をつくるのはやめ
てほしいといふ線ではございませ
ぬ、話合つておるのが現状でござ
いませぬ。それに比べて、たとへば
九州のほう、これのほうはある程
度のほうはきつておるものでござ
いませぬ、このほうはきつておるも
の、具体的に話し合つておるとい
ふのが現状でございませぬ。

○矢山有作君 その場合に、具体的に中
間線できめるべきだといふやうな主張
も出してはおりませぬか。

○政府委員(須之部三君) 韓国のほう
との話し合ひについて見ますと、向
こうのほうの考え方は、いわゆる自然
の延長と申しますか、大陸からず
つと延びてきておるの、自分のほう
だと考

え方を基礎にしておるようであります。さらにそれについてのいろいろな根拠が必要であります。先ほど申し上げましたとおり、韓国側から書いたもので詳細に聞きたいということで、まだそれはもっていない現状でございますけれども、当方としては、やはり考え方としてはどこを基礎にするかという問題も非常にございますが、それをこちらの考える基礎の根拠と、それからやはり話し合いの一つの前提としては、中間線ということで話し合いを進めるべきだと思いますし、大体その考え方をとっております。

○矢山有作君 まあ中間線の主張もなかなか、いろいろ国際司法裁判所の判例なんか、あるいはその他学説上もそうだろうと思えますけれども、むしろ少し点もあるように思いますが、その問題についてははもうこれ以上お伺いしないことにしておきます。

三月十二日の読売新聞を見たのですが、政府は、台湾海峡における日台共同の石油開発は当然見合わせるというような発表をなさったようでありますが、この台湾海峡の日台共同の石油開発というものがいつごろ持ち上がった、どういう経過をたどってきた、そして今日これがどういうこと中止になったのか、お伺いしたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 実は私もその新聞の記事を読んだわけなんですけれども、日台共同で台湾沖の石油資源を開発する云々という趣旨でございます。事実そういうことがないんです。少なくとも政府間の話に出てきておりませんので、それで中止どころではなくて、そういう話になかったわけでございますから、その時点においてそういう話はないと聞き合せておしえて申しましたわけでありまして、事実それだけのことでございます。

○矢山有作君 そうすると、台湾海峡の石油の共同開発という問題は、読売の記事等によりますと、昨年春来日した国府首脳と佐藤首相との間に話し合いが行なわれたというふうなことで、いろいろ経過が書かれておるわけです。それは何もこ

としの三月十二日の読売の記事だけでなしに、これの前にも台湾海峡の石油の共同開発という問題は、いずれの新聞であったか私記憶しておりませんが、たしかかなり大きく報道されておったように思えます。そうすると、このいまの御答弁では、台湾海峡の石油の共同開発というものは一切なかった問題であるということでありまして、そのうすると、これは新聞としてはこれだけの大きな問題を二度にわたって報道しているわけですが、この新聞報道は全面的に違っておったということになるのですが、その辺はどうでしょう。

○国務大臣(愛知揆一君) これは実はここに新聞記事を持っておりまして、これについて参議院の予算委員会でも御質問がありました。それで、そのときに私は、いま申しましたようなことでありますが、通産大臣もこの事実はない。それからそのときに、これは私からお答えしたのではありませんが、この新聞にも出ておりますように、「昨年秋季には小宮山通産政務次官をはじめ」云々と、それで現地に参つて、そこで相談があったように出ておりますけれども、これは通産省に確かめましたところ、これもその事実がないということでございます。

それから前段の「昨年春来日した国府首脳」というのはこれをさしておるかわかりませんけれども、これは台湾に限らず、このごろはいろいろの人が佐藤総理に面会を求めてきておりますから、その中の一人かと思えますが、総理としても、こういう具体的な問題について自分は何らコミットしたことも何もないということでございますので、これは記録その他にも全然ございせんわけでございます。

○矢山有作君 それでは、明確な否定でありますから、私のほうもそういうふうに了解しておきます。

それから次にお伺いしたいのは、先ほどの御答弁の中にもありました、尖閣列島周辺の大陸架の開発等につきまして、中国から、三國政府間

できびしい非難があったが、政府としては関知しておらない、これは民間のことだろうと、こういうお話であります。しかし私は、この中国周辺の浅海海域の石油資源の共同開発の動きというもの、は、きわめて反共的、反動的な日華協力委員会なり日韓協力委員会というものがその背景にあるわけでありまして、そしてしかも、この両委員会には岸元総理なり、さらに自民党の有力国会議員も参加しておられます。そして日本の財界の大どころも参加しておるわけでありまして、いわばこれは政財界一体となつての事柄ではないのかという感じがいたすわけでありまして、必ずしもそれは政府の関知しないところで、民間のことだといつて済ますわけにはまいらぬだろうと思ふのです。その点いかがですか。

○国務大臣(愛知揆一君) これはどうも政府としては、先ほど来申しておりますように、ことに三國間において何か相談しているというようなことがあげられておるわけですが、これは全然事実ございませんので、ことに尖閣の周辺海域の問題については、先ほど来アジア局長も申しておりますように、これは台湾政府のほうでも、まだ確たる具体的な希望というふうなものも示しておらないくらいでございますから、そしてまた、東シナ海あるいは九州周辺については、すでに日本としては韓国に申し入れをしておる。一方的にそういうことをやるべきではないということをやっておりますような状況でございますので、政府間で開発について具体的な相談をするというふうな状況でないことは、ただいま申し上げました背景から申しまして御理解いただけるかと思ひます。

○矢山有作君 それでは押してお伺いいたしますが、こういうふうな日韓、日華協力委員会が背景になつて、中国周辺の浅海海域の日韓台による共同開発というふうなことが協議をされ、計画をされ、さらにそれが推進をされようとしておることに対して、日本政府としてはどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 実はこれはやはり予算委員会でも問題にされておるところでございますけれども、たとえばベトナムの海辺、その浅海資源というふうなことで、とにかく日本としては、先般のOPEC問題ではございせんけれども、エネルギー資源には至大な関心を持たざるを得ない、そういう角度から世界的に、特に日本周辺においてのこうした新しい資源に対して、その関係の方々が非常に関心を深めていくことは事実であります。しかし、予算委員会でもベトナムの問題についても私お答えいたしましたように、いま現実に戦火のただ中にあるすぐその周辺であるというふうなことは、かりに条約的あるいは法的に問題のないことであっても、やはり日本政府といたしましては、もし政府にかかわりのあるような観点で処理を求められるような場合には、きわめて慎重な配慮が必要であると思つておるわけでございますから、そういう点から考えまして、なかなか具体的に話が出てこないように思ひます。ですが、この東シナ海あるいは尖閣列島の問題については、しかし、いま申しましたような姿勢でございますが、気持ちにおきまして十分慎重に配慮をいたしたいと思ひます。

○矢山有作君 私は、たとえ政府が直接関係しておらない問題であっても、少なくとも大陸架の開発という問題は、国家主権にかかわつてくる問題なんです。したがつて、民間のそういう団体がかつて、国家間の折衝によつて問題が解決しない段階で、幾ら資源の開発に急を要するからといって、かつてに動くということは、外交上いろいろ問題があると思ふんです。でありますから、むしろこういう中国との、あるいは朝鮮民主主義人民共和国との外交関係の複雑微妙な段階では、そういうふうなきわめて反共色の濃い団体がこういう動きをするというのを、政府としてはやはりむしろとめるべきではないかと思ふんですけれども、積極的にとめるべきだと思ふんです。その点はどうですか。

○矢山有作君 先ほど南ベトナム沖の石油開発の問題についてもお話がありましたし、それからすでに衆議院の予算委員会においても取り上げられておる問題でありますけれども、私は、この問題についてもやはり政府としてはこれに参加すべきでない。まして石油開発公団ですか、これが中心になって民間八社を結集して、そうしてアメリカのガルフという石油会社ですか、これと組んで入札に応じようなどというのは、私は何としても、あのベトナムに限らず、インドシナ半島の現在の情勢から見て、これはやはり国際緊張を激化させるだけの話であつて、むしろこういうことをやるのが、南ベトナムに対するいわゆる経済的な支援といいますが、それ以外の何ものでもないし、へたをするとなれば日本が経済的に参戦をしていくというようなことにもなりかねないので、これはぜひやめるべきだと私は考えておるわけです。

○國務大臣(愛知揆一君) いろいろの角度から御注意をいただきまして、私といたしまして、十分矢山委員の御意見を伺つて大いに益するところがございます。今後とも十分配慮してまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○委員長(田口長治郎君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。（予備審査のための付託は二月四日）

一、總理府設置法の一部を改正する法律案

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願（第一三三三三号）（第一三三四号）（第一三三五号）（第一五七九号）

一、靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（第一三三六号）（第一三三七号）（第一三

三八号) (第一三三九号) (第一三四〇号) (第一三四一号) (第一三四二号) (第一三四八号)

(第一三五七号)(第一三五八号)(第一三五九号)(第一三六〇号)(第一三六一号)(第一

三六二号) (第一三六三号) (第一三七〇号)
(第一三七一号) (第一三八〇号) (第一四二

一號) (第一四三九號) (第一四四〇號) (第一四四一號) (第一四四二號) (第一四四三號) (第一四四四號)

(第一四四五号) (第一四四六号) (第一四四七号) (第一四四八号) (第一四四九号) (第一四五〇号)

五五六号) (第一五五七号) (第一五五八号)
(第一五五九号) (第一五六〇号) (第一五六一号)

- 六、一八号) (第一六一九号) (第一六二〇号)
- (第一六二一号) (第一六二二号)
- 一、一世一元制の法制化促進に関する請願 (第一三四五号)
- 一、厚木基地の即時返還等に関する請願 (第一三八二号)
- 一、靖国神社の国営化反対に関する請願 (第一

一、靖国神社国家護持に関する請願（第一六一

る請願（第一六三一号）

第一三三三号 昭和四十六年二月二十六日受
理 通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時

金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 埼玉県川口市幸町一ノ一〇 新井
すみえ外九百九十九名
紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一三三四号 昭和四十六年二月二十六日受

理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時

金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 石川県松任市西新町 平本静枝外

九百九十九名
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第一三三五号

昭和四十六年二月二十六日受

この請願の趣旨は、第一二三四号と同じである。

紹介議員 森中 守義君

第一五七九号 昭和四十六年三月三日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時

金の控除についての違折期限延長に関する請願者 東京都北区堀船三ノ四〇ノ一六

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一三三六号 昭和四十六年二月二十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市田正寺二六六 木道
外五十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三三七号
昭和四十六年二月二十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市西原三ノ三ノ二

西田仁雄外六十九名
小笠原貞子君
紹介議員

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三三八号 昭和四十六年二月二十六日受

理
清國神社國家管理の立法化反對に関する請願

請願者 神奈川県小田原市城山三ノ九ノ三
橋口光枝外百四十九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三三九号 昭和四十六年二月二十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 香川県高松市西山崎町六一七 桑
原俊彦外百四十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三四〇号 昭和四十六年二月二十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都千代田区平河町二ノ七 木
田純一外百四十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三四一号 昭和四十六年二月二十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市野沢町六二七ノ一
五 馬場アヤ外六十九名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三四二号 昭和四十六年二月二十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市星が丘一ノ七ノ三
〇 篠原藤吉外六十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三四八号 昭和四十六年二月二十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（七通）
請願者 大阪市阿倍野区丸山通一ノ二ノ三
四 松本友子外百七十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三五七号 昭和四十六年二月二十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市清住一ノ八ノ八
中里イネ外六十九名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三五八号 昭和四十六年二月二十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県浦和市常盤二ノ一五ノ四
本田ル子外九十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三五九号 昭和四十六年二月二十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県与野市下落合一、〇七五
渡辺ゆかり外百四十九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三六〇号 昭和四十六年二月二十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 名古屋市中村区岩上町一五四 奥
田豊外八十三名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三六一号 昭和四十六年二月二十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 愛知県岡崎市明大寺町官坂一〇
田中定雄外百九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三六二号 昭和四十六年二月二十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県浦和市東高砂町三〇ノ一二
津田房子外八十七名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三六三号 昭和四十六年二月二十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県浦和市三室一、四三一
吉田和子外百四十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三七〇号 昭和四十六年二月二十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都板橋区氷川町二四郵便二ノ
四〇三 近江谷キヌヨ外七十四名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三七一号 昭和四十六年二月二十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（三通）
請願者 山梨県甲府市武田三ノ六ノ二七
山村秀子外二百五名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三八〇号 昭和四十六年二月二十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（三通）
請願者 香川県坂出市堀江町一ノ一ノ四
大住清志外七十二名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四二一号 昭和四十六年三月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都中野区中央四ノ四九ノ一二
神農正代外二十七名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四三九号 昭和四十六年三月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都江東区南砂二ノ一七ノ四
植草実外四十一名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四四〇号 昭和四十六年三月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

請願者 宮城県仙台市古城一ノ三ノ二一
鈴木恵津子外二百十四名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四四二号 昭和四十六年三月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市角五郎一ノ五ノ四一
皆川純子外百四十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四四三号 昭和四十六年三月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都目黒区緑が丘二ノ二三ノ一
四 高木文雄外百四十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四四四号 昭和四十六年三月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 横浜市長谷区上星川町一〇二
原田洋一外百四十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四四五号 昭和四十六年三月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 名古屋市港区遠若町三ノ八清和寮

内 平沢薫外十八名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四四六号 昭和四十六年三月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 愛知県東加茂郡足助町大字足助字
引陣六ノ五 相馬剛外四十四名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四四七号 昭和四十六年三月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神戸市長田区宮川町一ノ二ノ五
武市久仁彦外二十四名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四四八号 昭和四十六年三月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 愛知県岡崎市市場町字東町六六
倉橋はつ枝外百四十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四四七号 昭和四十六年三月三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（五通）

請願者 神戸市長田区長尾町一ノ二ノ一三
田中洋美外百二十四名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四五六号 昭和四十六年三月三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 埼玉県加須市土手二ノ五ノ四六
塩田恵外六十四名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五五七号 昭和四十六年三月三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

請願者 千葉県成田市東三里塚吉野台
二一四ノ二 矢萩妙蓮外四百五十三名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五五八号 昭和四十六年三月三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原緑町四ノ二五
ノ七五 宮部直治外五十九名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五七二号 昭和四十六年三月三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 福島市渡利字柳小路六七 加藤林
外百四十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五七三号 昭和四十六年三月三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都国立市谷保八、四五三TCC
山下明男外七十一名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五七四号 昭和四十六年三月三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市野川三、一三七
神崎清孝外四十四名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五七五号 昭和四十六年三月三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 愛知県西尾市亀沢町七六 大野勝
子外百四十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五七六号 昭和四十六年三月三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府箕面市新稲一、一六三 沖
長昭外百四十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五七七号 昭和四十六年三月三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都中野区中野五ノ二三ノ七
鈴木孝男外百四十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五七八号 昭和四十六年三月三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北九州市小倉区小文字一ノ六ノ四
兵藤靖子外百四十九名
紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五九七号

昭和四十六年三月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（五通）

請願者 神戸市垂水区上高丸三ノ一ノ二
ノ五一 田川弘之外百二十四名

紹介議員 喜屋武真榮君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六〇五号

昭和四十六年三月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市東十番丁六六 高橋
正憲外三十四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六一二号

昭和四十六年三月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台三ノ一一ノ
二 青木一芳外七十四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六一三号

昭和四十六年三月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道網走郡津別町旭町 東正子
外百四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六一六号

昭和四十六年三月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 福島県いわき市平字旧城跡一一

大和田祐之外百四十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六一七号

昭和四十六年三月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都保谷市本町四ノ三ノ一〇
塩山守外四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六一八号

昭和四十六年三月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区三軒茶屋一ノ二ノ
一六 張替幸雄外四十七名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六一九号

昭和四十六年三月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東園田町六ノ一二二
ノ八 白井維松外八十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六二〇号

昭和四十六年三月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 三重県伊勢市本町六ノ六 田端輝
一外百四十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六二二号

昭和四十六年三月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都練馬区中村南三ノ一九 松
本忠史外百四十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六二二号

昭和四十六年三月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北九州市小倉区若園一ノ一五ノ一
〇 本田義夫外百四十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三四五号

昭和四十六年二月二十六日受理
理 一世一元制の法制化促進に関する請願（二通）

請願者 福岡県宗像郡玄海町多礼宗像郡敬
神婦人会内 田中政子外四十七名

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一三八二号

昭和四十六年二月二十七日受理
理 厚木基地の即時返還等に関する請願

請願者 神奈川県大和市上草柳二四八厚木
基地爆音防止期成同盟内 鈴木保
外四千八十七名

紹介議員 竹田 四郎君

厚木基地の被害から解放され、生存の確保と、生
活環境の改善、維持のため、左記事項の実現を図
りたい。

一、厚木基地を即時返還すること。

二、跡地は、市民のために爆音がなく平和的に利
用されること。

理 由

厚木基地の存在はつねに静かで平和であるべき市
民生活を脅かし、爆音のかれつさは基地周辺の住

民に耐え難い苦悩をあたえてきた。このたび、厚
木基地の日本政府移管が、昨年十二月二十一日日
米安全保障協議委員会合意され、跡地を自衛隊
と民間空港との共同使用とすることで政府は決定
した。私たちは、このような住民不在の仕打ちに
強いふんぬを覚えざるを得ないし、これ以上爆音
がひどくなり、墜落等の危険、恐怖感におびえる
ことは断じて容認できない。

第一五八〇号

昭和四十六年三月三日受理
靖国神社の国営化反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市二子一五六 菊川
喬外百六十五名

紹介議員 岡 三郎君

靖国神社の国営化をめざす「靖国神社法案」に反
対である。本法案の成立を必ず阻止せられたい。

理 由

一、靖国神社を国の管理のもとにおくことは、い
かなる名目をつけようと、国が宗教活動を行な
うことであり、憲法第十九条が保障する国民の
「思想、良心の自由」を侵し、憲法第二十条
「宗教の自由、国の宗教活動の禁止」、同第八十
九条「公の財産の支出又は利用の制限」に違反
する。

二、靖国神社は、戦前には「特攻隊の精神基地」
とされたものであり、いまその国営化を図るね
らいが、憲法違反の自衛隊の海外派兵、徴兵制
復活の思想的地ならしにあることは明らかであ
る。また、同法案は、学校教育の場に宗教儀式
をもちこみ、「国防意識」の高揚を図ろうとする
ものであり、これは明らかに憲法の前文と第九
条の平和主義の原則に反する。私たちは憲法の
平和的、民主的条項の完全実施を図ることこ
そ、天皇の名において侵略戦争にかりたてられ、
その犠牲になった人々に真にむくいるみちであ
る。

第一六二〇号 昭和四十六年三月四日受理

靖国神社国家護持に関する請願

請願者 宮崎県延岡市下三輪町一、〇二〇

甲斐庄三郎外百六十八名

紹介議員 温水 三郎君

靖国神社国家護持は、日本民族の責務であるから、これが法制化について、政府及び自由民主党はさらに積極的に善処し、今国会において靖国神社国家護持法案の成立を期せられたい。

理由

明治維新以来、多くの戦争、事変に従軍して自己の職業さらに貴い生命を犠牲にして献身、国に殉じた人々の魂を靖国神社に祭り、永遠にその忠魂を合し奉斎し、かつ、国の平和を祈念することは、日本国民として至純な精神の発露である。終戦後すでに二十数年を経過した今日、靖国神社を国家の護持に復することは、日本の将来に対して極めて重要である。

第一六三一号 昭和四十六年三月四日受理

元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願
(二通)

請願者 東京都杉並区上井草一ノ一八ノ一

九 松原春吉外一名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一〇八号と同じである。

昭和四十六年三月二十七日印刷

昭和四十六年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N